

阿見町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

〈 目 次 〉

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ P 2～P 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ P 5

令和8年3月

阿見町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の一部改正及び、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、阿見町教育委員会が服務監督権者として、町内小中学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るために講ずべき措置を総合的かつ計画的に実施するため策定するものである。

本町においては、「第二次阿見町教育振興基本計画」で「阿見町学校教育指導方針」に基づき、「教師力の向上のための支援やサポート体制の充実」、「教員のパフォーマンス向上のための働き方改革の推進」を明示している。教育職員が心身ともに健康で、専門性と使命感を発揮し、誇りとやり甲斐をもって職務に専念できる環境を整備することは、児童生徒一人一人の学びの充実と学校教育の質の向上に直結するものである。

本計画においては、単に時間外在校等時間の削減を目的とするのではなく、業務の精選・重点化及び役割分担の見直しを通して、教育職員が本来担うべき授業づくり、児童生徒理解、学級・学校経営等に十分に力を注ぐことができる環境を構築することを基本的な考え方とする。

(2) 本町の現状

阿見町教育委員会では、これまでも学校における働き方改革を推進し、勤務時間管理の徹底や校務の効率化に取り組んできた。一方で、次のような状況が見られる。

- ・学校の規模によって、特に小規模校においては、教育職員一人当たりが担う校務分掌や役割が多くなりやすいこと。
- ・新たな教育課題への対応により、業務内容が多様化・高度化していること。
- ・保護者や地域からの期待が高い一方で、その調整や対応が学校・教育職員個人に集中しやすいこと。

これらの現状を踏まえ、教育委員会が主体的に関与し、学校と連携しながら、業務量管理及び健康確保措置を一層実効的に進める必要がある。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以内とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする（全国平均100）

エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を60%にする

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しを推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間などにおける見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、牛久警察署管内学校・警察連絡協議会等において認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・集金代行業者の導入を図り（令和7年度は小学校1校試験的に導入）、学校徴収金の集金及び未納保護者からの回収、教材業者への支払い業務を行う。
- ・町の歳入・歳出として計上することで、阿見町が保護者からの口座から徴収する。教材費に係る予算を各学校へ配当し、学校が配当予算より支出手続きを行う。
- ・すでに学校給食費の納入において導入しているが、保護者が口座振替依頼書を金融機関に提出し、阿見町が振替手続きを行う。徴収した教材費は、各学校の口座へ送金する。

④学校運営協議会等の関係者間の連絡調整等

- ・学校運営協議会の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が積極的に協力して行う。この場合にお

いて、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

- ⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・保護者に対して、相談窓口（阿見町教育委員会指導室、阿見町教育相談センター）の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町からの学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参加しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となって行い、必要に応じて民間事業者への委託を検討する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・町内学校の水泳学習は、町内プールの完成に合わせて、民間事業者への委託し、教育職員によるプール施設管理は行わないようにしていく。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を推進し、負担軽減を促進する。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、教育職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の教育職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、教育職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・学校運営協議会等を通して、保護者や地域ボランティアへの協力を進める。

⑫校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教育職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・学校運営協議会等を通して、保護者や地域ボランティアへの協力を進める。

⑬部活動

- ・中学校は原則、休日の部活動は行わないものとする。休日の部活動に関わる

「教育職員」をゼロにするため、町は、町スポーツ少年団等や地域住民と連携して生徒が休日にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を提供する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

⑮採点作業

- ・採点作業等を補助する、デジタル技術の活用を促進する。

⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰学校行事の準備・運営

- ・学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等について、教師と事務職員との協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑱進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員との協働を促進する。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育指導員、特別支援教育支援員、医療もしくは福祉に関する専門人材又は日本語指導支援員等との協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直し、清掃時間・頻度の見直し等日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を50%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に産業医による面接指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務時間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を常に100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるように促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1日以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に4日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- キ フレキシブルタイムの導入、テレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについて令和8年度中に検討を始め、実施をめざす。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の確実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、阿見町HPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における熟議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。